

公益財団法人環日本海経済研究所における公的競争的資金等の研究実施要綱

平成 22 年 7 月 14 日(制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人環日本海経済研究所の研究者が行う研究のうち、公的競争的資金等を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって公的競争的資金等による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第 2 条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のおりである。

公益財団法人環日本海経済研究所 所長、副所長
調査研究部に所属する研究職職員
(部長、主任研究員、研究主任、研究員)

(研究計画の策定)

第 3 条 研究者は、公的競争的資金等による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、公的競争的資金等募集機関が定める様式に従った研究計画調書等を作成し、当該調書等の写しを代表理事に提出するものとする。

(研究の実施)

第 4 条 研究者は、公的競争的資金等による研究を行う場合は、公益財団法人環日本海経済研究所の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第 5 条 研究者は、公的競争的資金等により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第 6 条 公的競争的資金等による研究を行う研究者は、公的競争的資金等制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを代表理事に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 公的競争的資金等の研究計画調書の取りまとめは企画・広報部、経理管理等の事務は、総務部総務課が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 公益財団法人環日本海経済研究所に所属する研究者は公的競争的資金等による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに公的競争的資金等に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。